2026 年 10 月

お客さま各位

株式会社エコア

電気需給約款及び電気料金メニュー約款変更のお知らせ

拝啓　平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

当社は、この度 2026 年 11 月 1 日付にて電気需給約款及び電気料金メニュー約款を改定し、その内容の一部を変更致しますので、ご案内申し上げます。なお、本件は電気を安定して、安全にお客様のもとへお届けするための変更であり、電気料金の算定方法やご請求金額に影響を及ぼすものではございません。

お客さまには何卒ご理解いただきますとともに、今後とも変わらぬご愛顧を賜りますよう心よりお願い申し上げます。

敬具

１．変更の対象となる約款

当社が供給する全区域の電気需給約款および電気料金メニュー約款

２．変更内容

お客様の設備状況に合わせた契約容量が適用できるように、各料金プランの契約電流・容量に但し書を追加

主な変更点につきましては、以下の新旧対照表をご参照ください。

【電気需給約款/新旧対照表】

	変更前	変更後
電気需給約款	**III　契約種別および料金** **第 10 条　電気料金メニュー** **1. 標準プラン B（九州)** **(3)契約電流** 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 **2. 標準プラン C（九州)** **(3) 契約容量** 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社に契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。	**III　契約種別および料金** **第 10 条　電気料金メニュー** **1. 標準プラン B（九州)** **(3)契約電流** 契約電流は、10 アンペア、15 アンペア、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ただし、需要場所における設備の状況によってはその理由を事前に通知のうえ、契約容量を変更することができるものとします。 **2. 標準プラン C（九州)** **(3) 契約容量** 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社に契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。 なお、電気の使用実態、設備内容、当社と一般送配電事業者との契約容量との整合を図るため、当社が必要と判断した場合は、当社はその理由を事前に通知のうえ、契約容量を変更することができるものとします。

【電気料金メニュー約款/新旧対照表】

	変更前	変更後
電気料金メニュー約款	**第４条　契約種別** **1.　eファミリープラン・ライト・eジョブプランF** **(3)契約電流** (a)契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 **2. eビジネスプラン ライト・MAX、eビジネスプランF・eビジネスプラン** **(3)契約電流** 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社に契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。	**第４条　契約種別** **2.　eファミリープラン・ライト・eジョブプランF** **(3)契約電流** (a)契約電流は、20 アンペア、30 アンペア、40 アンペア、50 アンペアまたは 60 アンペアのいずれかとし、お客さまの申出によって定めます。 ただし、需要場所における設備の状況によってはその理由を事前に通知のうえ、契約容量を変更することができるものとします。 **2. eビジネスプラン ライト・MAX、eビジネスプランF・eビジネスプラン** **(3)契約電流** 契約容量は、契約主開閉器の定格電流にもとづき、以下により算定された値とします。この場合、あらかじめ契約主開閉器を設定します。ただし、他の小売電気事業者から当社に契約を切り替える場合は、原則として、他の小売電気事業者との契約終了時点の契約容量の値を引き継ぐものとします。 なお、電気の使用実態、設備内容、当社と一般送配電事業者との契約容量との整合を図るため、当社が必要と判断した場合は、当社はその理由を事前に通知のうえ、契約容量を変更することができるものとします。

３．適用日

2026 年 11 月 1 日より変更後の約款が適用となります。

４．改定後の約款

改定後の電気需給約款、電気料金メニュー約款はホームページ、エコアプラスまたは電力専用マイページよりご確認ください。

その他、ご不明点がございましたら、最寄りの営業所へお問い合わせください。

経営理念である「社会とくらしのパートナー」のもと、より良い地球環境と社会との共生を実現するため、人々の豊かなくらしと持続可能な社会の発展に貢献し続けてまいります。引き続きご愛顧くださいますようよろしくお願い申し上げます。

以上